

意見書案第2号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和7年3月25日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

柏 木 敬友子

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていた。

また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入に当たっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきた。しかし、制度導入から1年以上経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えと併せて、インボイス制度導入が与えた事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

加えて、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

昨年免税事業者からインボイス発行事業者になった者は104.8万人であるが、国税庁の調査で消費税（国税分）の新規発生滞納額が前年から2割増えており、相次ぐ廃業も指摘されていることから、制度導入による影響の詳細な実態を把握することが必要である。

そしてインボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって国及び政府においては、事業者に過度な負担を与えているインボイス制度を早急に廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

あて